

沖縄県介護保険 広域連合



平成29年4月から
西原町が加入します

CONTENTS

- 地域包括支援センターの役割… 2
- 保険料Q&A …………… 4
- 地域支援事業の紹介 ……… 6



介護保険広域連合とは?

介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図るとともに、介護保険における諸課題の解決に取り組んでいる市町村の組合組織です。平成29年4月から西原町が加入し、県内29市町村で構成されます。



地域包括支援センターってどんなところ？

地域包括支援センターは各市町村に設置されています。

高齢者の暮らしを地域でサポートするため、介護だけでなく、福祉、健康、医療など様々な分野で高齢者とその家族を支える機関です。

家族や地域住民の悩みや相談を、地域包括支援センターが中心となって、適切な機関と連携して解決してくれます。

地域包括支援センターと3人※の専門職員の役割

社会福祉士



総合相談の受付

総合相談を受付、どのような支援が必要か把握し、適切なサービス、制度または機関へつなぎます。

※個人情報はず守られます。ご安心下さい。

権利擁護や虐待防止

権利擁護や虐待防止を目的にネットワーク作りや必要なサービスへつなぐなどの支援をします。

- 介護保険サービス
- 保健福祉サービス
- 民生・児童委員
- ボランティア
- 医療機関
- 医療サービス
- 成年後見制度
- 介護相談員
- 行政機関、保健所

保健師



介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれが高い人が、自立して生活できるよう、介護保険や介護予防事業などで介護予防の支援をします。

- 介護予防ケアプランの作成
- 予防給付に関するケアマネジメント

主任ケアマネジャー



包括的・継続的ケアマネジメント

地域のケアマネジャーからの相談に対し、指導助言等を行い支援します。関係機関とのネットワークを作り、情報の共有化などを行います。

- 地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築・活用
- 日常的個別指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言など

※人員の配置は市町村の規模や状況に応じて異なります。

地域包括支援センターの業務

高齢者のみなさんを支援する拠点です!!

総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

多面的(制度横断的)支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

- | | |
|---------|--------|
| 介護サービス | ボランティア |
| ヘルスサービス | 成年後見制度 |
| 地域権利擁護 | 民生委員 |
| 医療サービス | 虐待防止 |
| 介護相談員 | |

権利擁護業務

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など



社会福祉士等



主任ケアマネジャー等

チームアプローチ



保健師等

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言

介護予防支援

要支援者に対するケアプラン作成
※居宅介護支援事業所への委託が可能

介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び事業対象者に対する介護予防ケアプランの作成など

Q. 介護保険料っていつから納めるの？

A. 介護保険料は、40歳以上の方が被保険者となって納めます。納め方は年齢によって次のとおりに分けられます。

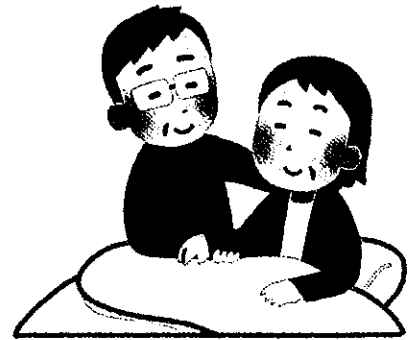
65歳以上の方 (第1号被保険者)

- 特別徴収 (年金天引き)

※原則として、老齢年金や退職年金などを受給している方は特別徴収 (年金天引き) の対象となります。

- 普通徴収 (納付書払い)

※本来、年金から天引きになる特別徴収の方でも一時的に納付書で納める普通徴収になる場合があります。



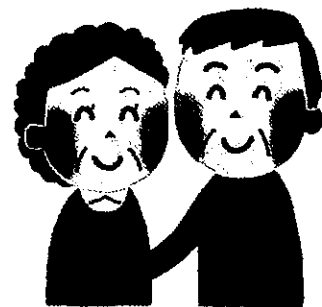
40歳～64歳の方 (第2号被保険者)

- 国保に加入している方

→ 国保税として納める

- 社会保険などに加入している方

→ 給料および賞与から差引



Q. 保険料を納めないとうなるの？

A. 給付制限があります。

1年以上 滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付（費用の9割または8割）が支払われる形となります。

1年6カ月以上 滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納がつづく、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

2年以上 滞納した場合

滞納した期間に応じて、利用者負担が1割または2割*から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

※平成27年8月から、所得が一定以上ある65歳以上の方の負担割合が2割に変更になりました。

保険料を納めるのが困難なとき…

分割 納付

普通徴収（納付書による納付）の場合に限り、介護保険料を分割して納付することができます。納付相談、納付誓約は、市町村の介護保険担当課、広域連合及び保険料徴収員が訪問するときに行ってください。

減免 制度

災害など諸事情で保険料の納付が困難なときは、介護保険料の減免制度を利用することができる場合があります。お住まいの市町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

地域支援事業の紹介

南大東村「うふあがりカフェ」

平成27年度に地域の課題（ニーズ調査）を実施しました

（対象者は40歳以上の住民541名、回収数：395名 回収率73.0%）

ニーズ調査から見たことは「島に住み続けたい」93.5%

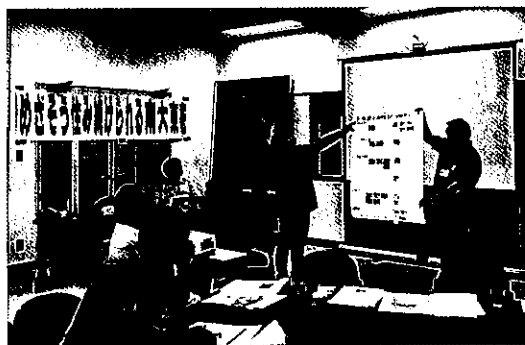
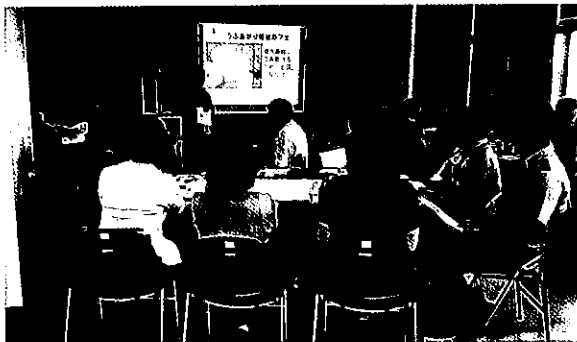
しかし、島には医療や介護の施設がないという課題があります。

上記のニーズ調査の結果、浮かんできた課題をどう解決していくのかということで、住民参加型の「うふあがりカフェ」を開催しました（H28.10.28）。

議題は「めぞそう 住み続けられる南大東を～島にこんな施設があったらいいな～」

警察官、民生委員、議員、区長、社会福祉協議会、実際介護をしている家族、行政などさまざまなメンバーに呼びかけたところ、48人の参加が有り、住民の関心の高さを感じました。

年明け1月には先進地施設見学をし、どんな施設が南大東に適しているかを今後も住民主体で話し合いを続ける予定です。



ゆいまーる共生事業（読谷村）

平成元年に喜名福寿会によって始められた活動で、現在では24自治会のうち23の団体が月2回、約2時間程度で開催されています。

各公民館を拠点に健康体操、レクリエーション、手工芸、カラオケ等を行い、ボランティアの手作りおやつを楽しむなど、ふれあいサロン事業を行い、地域のボランティアに支えられた自主活動として実施され、地域コミュニティーによる支え合いで高齢者の健康づくりや生きがいづくりの場となっています。

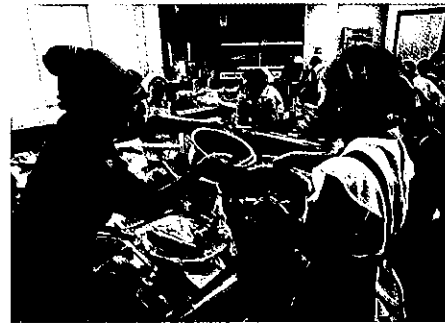
その他にも誕生会、子供会（幼稚園）との交流会、視察研修等も行っており、レクリエーションや体操、ゲーム、アテ振り（リトミック）、地域の民話の読み聞かせ、保健師による健康講話なども行っています。



レク講習



リトミックの様子



調理講習

地域支援事業の紹介

北中城村「自主体操サークル」



10年以上も続いている、安谷屋「健康体操サークル」

毎週月曜日の朝 10 時、安谷屋公民館のバスケットコート 1 面の広さがあるホールに約 15 人のメンバーが集まり、舞台上のテレビモニターを観ながら「ちゃ〜がんじゅう体操」の運動が始まりました。

平成 16 年より活動しているサークルは今年で 12 年目を迎えました。リーダーの宮城正子さんに長く継続しているコツをうかがうと、「運動だけではなく、楽しみもあるから続いているはず」とのこと。年 2 回、みんなで遠出や食事会を催しています。また「世代や男女に関わらず、常に声かけをして参加者を募ってますよ」と工夫している点も教えて頂きました。しっかり者のリーダーさんがいるから長続きしているのだと思います。



スタートしたばかりで頑張ってます、荻道「ひまわりサークル」

平成 28 年 4 月から荻道区に新しい自主体操サークルが立ち上がり、7ヶ月が経ちました。サークルを立ち上げたのは「荻道ガールズ」3人です。「荻道ガールズ」とは、村が実施している「ぬちぐすい長寿大学」に荻道から参加していたみなさんと、健康づくりだけでなく公民館の活動にも積極的な地区のリーダー的存在のガールズです。リーダーの城間正子さんにサークルの立ち上げで苦労したことをたずねると「みんなに声をかけたらすぐメンバーも集まったし、私たちが休んでもみんなでやってくれるから何も大変ではないよ〜」、「体操も簡単ですぐ覚えられたから上等よ!」とおっしゃいます。

村ではすべての行政区で自主体操サークルができるように、新しいサークルの立ち上げと継続の支援を行っています。これからも多くのサークルで楽しい笑い声が聞こえるように応援したいと思います。



与那原町「あかばな— (B型)」

あかばな— (B型) は月・木の週 2 の 9 時から 12 時まで開催しています。月が与那原町民踊愛好会のボランティア、木が赤十字奉仕団のボランティアの皆さんです。両日とも皆さんが軽食を提供してくださっています。

当日のプログラムは、各ボランティアが考えておこなっています。

体操・踊り・リース作りなどの手芸・ハンドケア・折り紙・ゲーム・ビデオ鑑賞 (沖縄芝居など) ・料理 [たこ焼き作り等]



与那原町民踊愛好会のボランティアの皆様
の指導による軽体操



与那原町民謡愛好会のボランティアの皆さんが
持ち寄ったお惣菜とみなさんが作ってくださった
軽食を全員で和気あいあいいただきます



赤十字奉仕団のボランティアのみなさんによる
ハンドケア



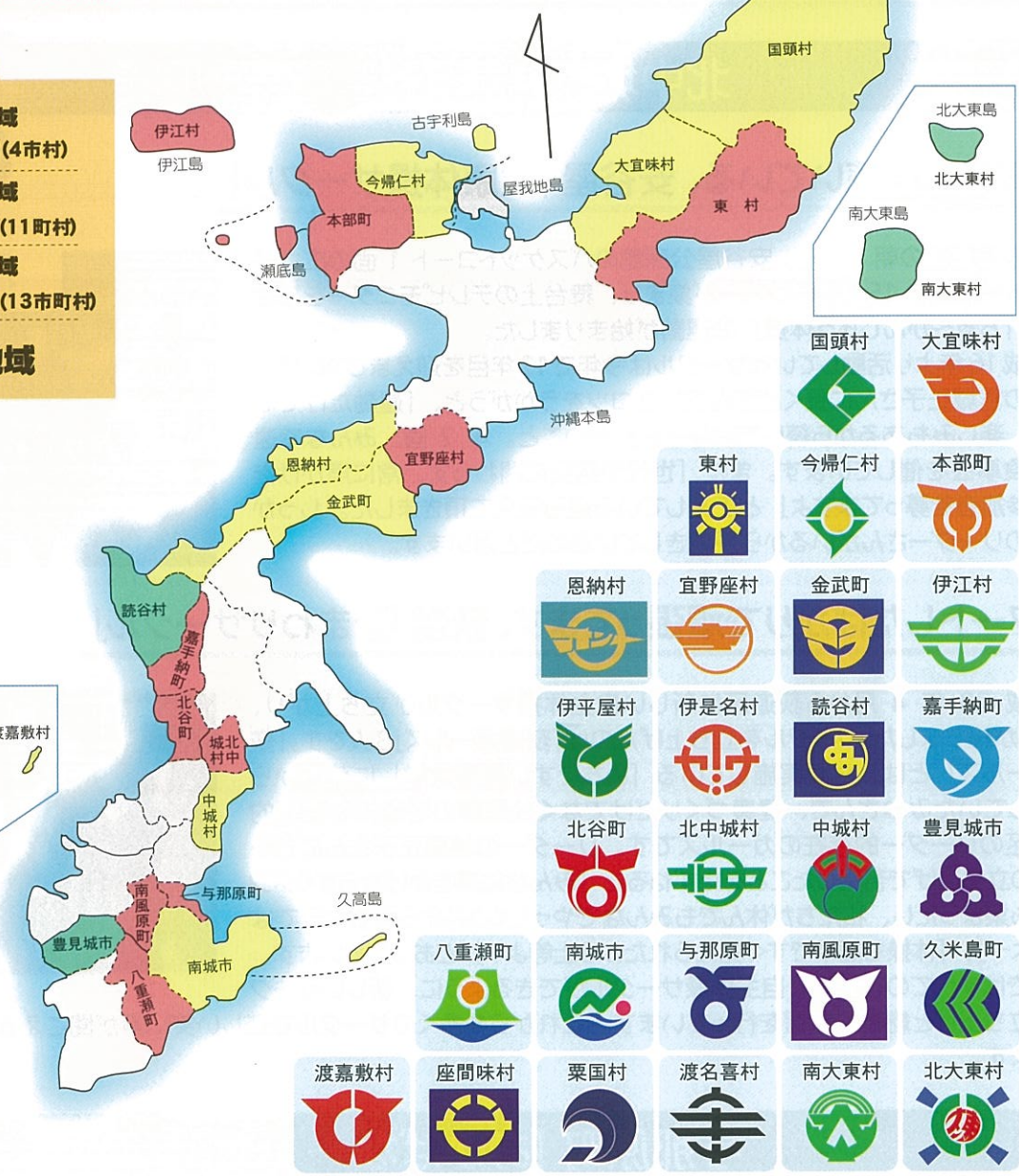
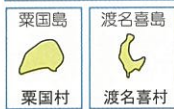
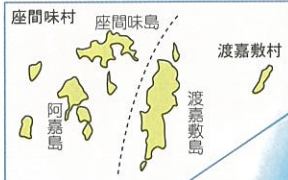
確認しよう

保険料MAP

(基準月額) 市町村により、介護保険料の基準月額が異なります。

保険料区分

- 基準月額 **第1ランク地域** 5,649円(4市村)
- 基準月額 **第2ランク地域** 6,101円(11町村)
- 基準月額 **第3ランク地域** 6,997円(13市町村)
- 非加入地域**



◎各市町村へのお問い合わせは

構成市町村	担当課名	電話番号
国頭村	福祉課	0980-41-2765
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003
東村	福祉保健課	0980-43-2202
今帰仁村	福祉保健課	0980-56-4189
本部町	福祉課	0980-47-2165
恩納村	福祉健康課	098-966-1207
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253
金武町	保健福祉課	098-968-3559
伊江村	住民課	0980-49-2002
伊平屋村	住民課	0980-46-2142
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819
読谷村	福祉課	098-982-9209
嘉手納町	福祉課	098-956-1111
北谷町	福祉課	098-936-1234

構成市町村	担当課名	電話番号
北中城村	福祉課	098-935-2233
中城村	福祉課	098-895-1738
豊見城市	障がい・長寿課	098-856-4292
八重瀬町	社会福祉課	098-998-9598
南城市	生きがい推進課	098-946-8985
与那原町	福祉課	098-945-1525
南風原町	保健福祉課	098-889-4416
久米島町	福祉課	098-985-7124
渡嘉敷村	民生課	098-987-2322
座間味村	総務・福祉課	098-896-4045
粟国村	民生課	098-988-2017
渡名喜村	民生課	098-989-2317
南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
北大東村	福祉衛生課	09802-3-4055